

ID: 198

担当部署: 建設部 都市建設課

処分の概要	占有等の許可及び変更許可		
例規名 根拠条項	長門市法定外公共物管理条例 第5条第1項		
例規番号	平成17年条例第142号		
<p>【根拠条文】 (占有等の許可) 第5条 法定外公共物において、次に掲げる行為(以下「占有等」という。)をしようとする者は、規則の定めるところにより市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(1) 工作物、物件又は施設(以下「工作物等」という。)を新築し、改築し、又は除去すること。 (2) 生産物を採取すること。 (3) 土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為(前2号に掲げる行為のため必要なものを除く。)をすること。 (4) 竹木の植栽又は伐採をすること。 (5) 前各号に掲げるもののほか、法定外公共物に関し工事を行い、又は法定外公共物を本来の目的以外に使用すること。</p> <p>2 市長は、前項の許可をする場合において、法定外公共物の管理又は利用のため必要があると認めるときは、当該許可に必要な条件を付することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成27年5月7日	最終変更年月日	年 月 日